

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

#### ▶林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

#### ▶林野火災注意報・警報の発令基準について

##### ・林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下  
かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

##### ・林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

#### ▶林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条に規定により、以下のとおり「**火の使用の制限**」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

## ►林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。  
一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

## ►林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

喜多方市	防災無線、防災ラジオ、あいべあ、公式line
北塩原村	防災無線、防災メール、公式line
西会津町	防災無線、ケーブルテレビ
消防本部	公式X、消防車両での巡回

### たき火を行う場合

【火災とまぎらわしい煙又は炎が発するおそれのある届出】  
が必要となります

## ►炎・煙があがり、火の粉が飛散する焼却行為は全てたき火に該当します ○たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）





○たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



※届出が必要か判断が難しい場合については、消防本部又は各消防署、分署にお問い合わせください。

#### 問合せ先

喜多方消防本部 予防課	22-6213
喜多方消防署	22-6211
北塩原分署	32-2020
山都分署	38-2119
西会津消防署	45-3119